福岡都市計画地区計画の決定(福岡市決定)

都市計画薬院大通り西地区地区計画を次のように決定する。

	名	称	薬院大通り西地区地区計画				
	位	壁	福岡市中央区薬院四丁目の一部				
	面	積	約 1.1 ha				
X	地区計	一画の目標	当地区は、都心部の南西に位置し、都市計画道路博多駅六本松線(城南線)と都				
域			市計画道路長浜太宰府線(高宮通り)の交差部に位置するとともに、建設が進んで				
の整			いる福岡都市高速鉄道3号線の新駅が位置するなど、本市の都心部機能の一端を				
備			担うとともに、地域の拠点としてのまちづくりが望まれる地区である。				
· 開			このため当地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更				
発			新を図るため、以下のまちづくりを目標とする。				
及			① 地下鉄・バス利用者等歩行者などに配慮したゆとり空間の創出				
保保			② 良好な居住環境と調和した多様な都市機能の誘導				
全	土地利用の方針		公共・公益施設、居住機能や業務・商業機能など、多様な都市機能を適切に誘導				
の上			するとともに、周辺環境との調和に留意した、土地の合理的かつ健全な高度利用と				
方 針			良好な市街地環境の形成を図る。				
	地区施設の整備		当地区は、地下鉄・バス利用者等歩行者動線の要に位置することから、以下の方				
	の方針		針に基づき地区施設の整備を図る。				
			(1)地下鉄利用者等のたまりとなる広場の効果的な配置				
			(2)歩行者等の利便性、安全性に配慮したゆとりある空間の確保				
	建築物	等の整備	良好な都市空間の形成、また、魅力ある都市景観の創造を図るため、以下の方針				
	の方針		に基づき建築物の整備を図る。				
			(1) 健全な市街地形成のため、建築物の用途の適切な誘導				
			(2) 土地の合理的な高度利用を図るため、狭小敷地の共同化を促進				
			(3) 周辺環境への影響と歩行者等へ配慮した建築物等の配置				
			(4) 周辺環境と調和した建築物等の形態意匠				
	その他当該地区		高齢者、障害者などをはじめ、すべての市民が安心して生活し、快適に行動し、円				
	の整備、閉発		滑に利用できるようなまちづくりを図る。				
	及び保	全に関す					
	る方針						

地		面積		約 0.4 ha					
区 整 備 計 画				面積	摘 要				
	₩h E3	生物の	広 場	44 1		地表面から、高さ 7.5m以上の空間			
	地区施設の 配置及び規模 その他の			約 400 m ²		を確保すること。			
				名称	幅	į (延 長	摘要	
			公共空地	歩行者用通路	2. 0m		約 110m		
		,		建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。					
				(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等の関する法律					
		建築物等の用途		第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物					
		の制限		(2) 建築基準法別表第2(と)項に掲げる建築物					
				(3) 同法別表第2(へ)項第二号に掲げる工場					
				500 ที					
		建築物の敷地面積		ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築					
		の最低限度		物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。					
				1. 都市計画道路博多駅六本松線及び市道薬院615号線との境界から建					
				築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する門若しくはへ					
				いの面までの距離の最低限度は、2mとする。					
				2. 広場の区域内において、建築物の壁若しくは柱又は建築物に付属する					
				門若しくはへいは、建築してはならない。					
		壁面の位置の	の制限	ただし、次の各号の一に該当する建築物及びその部分については、こ					
				の限りでない。					
				(1)福岡都市高速鉄道の出入口施設等、バス停留所の上屋その他これ					
				らに類する公益上必要な建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
				(2)建築物の地表面からの高さが 7.5mを超える部分及びこれをささえ					
			_	るため構造上必要な柱等で歩行者の通行上支障がないもの。					
		又は意匠の制限		建築物の屋根・外壁、屋外広告物並びに高架水槽その他戸外から望見					
				される部分は、都市景観に配慮し、周囲の環境と調和するよう形態、意匠					
<u> </u>				及び色彩に配慮するものとする。					

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

当地区では、公団住宅の建替と都市高速鉄道3号線の整備の具体化に伴い、市街地再開発事業が計画されている。 このため、歩行者などに配慮したゆと9空間を創出するとともに、良好な居住環境と調和した多様な都市機能の誘導を 図り、適正かつ合理的な地域のまちづくりを推進するため、また、高度利用地区と相まって市街地再開発事業を適正に 誘導するため、本案のとおり決定するものである。



